

国民年金だより



◆11月30日は「年金の日」

11月30日の「年金の日」は、国民一人ひとりが「ねんきんネット」等を活用してご自身の年金記録や年金見込額を確認していただき、高齢期の生活設計に役立てていただくことを目的としています。

「ねんきんネット」は、インターネットを通じてご自身の年金情報を手軽に確認できるサービスです。24時間いつでもどこでも、パソコンやスマートフォンからご自身の年金情報を確認することができます。

サービスの対象者は、基礎年金番号をお持ちの方※です。

※昭和61年4月以前に年金受給権が発生した高齢年金受給者の方はご利用いただけません。

ねんきんネットでは、ご自身の年金記録の確認や将来の年金見込額の確認、これまでの年金加入履歴など

を確認することができます。

年金見込額試算※では、画面のクリックのみで自動的に試算する「かんたん試算」と、今後の働き方などをご自身で詳細な試算条件を設定して年金見込額を試算する「詳細な条件で試算」の2つがあります。

※75歳以上の方はご利用できません。また、共済組合加入期間は、試算に反映されない場合があります。

◆「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されます

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。（その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。）

社会保険料控除の適用を受けるためには、年末調整や確定申告の際に「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を添付する必要があります。

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書は、e-Taxで利用できる電子版の交付も行われており、簡単に確定申告ができる電子版が推奨され

ています。マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録をすると、マイナポータルの「お知らせ」で電子版を受け取ることができます。

●対象者

①令和5年1月1日から令和5年10月2日までの間に国民年金保険料を納付された方

②①のうち、「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った方※

③令和5年10月3日から令和5年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方（①の対象者は除きます。）

④③のうち、「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った方※

●送付時期

①令和5年10月下旬から11月上旬にかけて順次郵送

②令和5年10月中旬から10月下旬にかけて順次電子送付

③令和6年2月上旬郵送

④令和6年1月下旬電子送付

※電子送付希望の登録を行った方に加えて、今年度はマイナポータルと「ねんきんネット」の連携手続

をしている全ての方に電子送付が行われます。ただし、「ねんきんネット」で「電子送付を希望しない」を登録されている方には電子送付は行われません。

◆年金相談・手続の際は、ぜひ「予約を」

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続について、事前予約が可能です。

待ち時間の少ない予約相談をぜひご利用ください。

①予約相談希望日の1ヶ月前から前日まで受付しています。

②お申込みの際は、基礎年金番号のわかるもの（年金手帳や年金証書など）をご用意ください。

予約方法は、全国共通の予約専用受付電話「0570-054890」または旭川年金事務所に電話・来訪時にお申込みください。

◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ

☎26-9026（直通）

日本年金機構 旭川年金事務所

☎0166-72-5002

